

番号	1 (1)			
項目	今期の介護報酬改定で訪問介護報酬が引き下げられた。地域包括ケアの基本であり、今後さらに必要となる訪問介護を維持するために、次期改定を待たず速やかに訪問介護報酬を復元、改善するとともに、「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一貫的に連携するサービス体系とするよう、国に要望すること。			
(回答)				
介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。				
厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が7.8%と全介護サービスの収支差率の2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約2.4%のマイナス改定となりました。				
一方、令和6年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も2.5%引き上げられたところです。				
訪問介護の処遇改善加算については、他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（I）では24.5%、最下位の介護職員等処遇改善加算（IV）でも14.5%となっており、特別養護老人ホームの最上位14.0%や、介護老人保健施設の最上位7.5%、通所介護の最上位9.2%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。				
なお、介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり、安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価を設定するよう、今年の6月に国に対して要望を行ったところです。				
また、「身体介護」と「生活援助」の費用については、それぞれの業務内容や業務負担が異なることから、国の通知により異なる単位数が定められています。				
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理G） 福祉局高齢者施策部介護保険課（給付G）	電話：06-6208-8028 電話：06-6208-8059		

番号	1 (2)
項目	要介護認定者の生活を圧迫する介護保険利用者の自己負担 2割・3割の負担割合の拡大と、ケマネジメントの利用者負担の導入を行わないよう国に要望すること。
(回答) 介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理 G） 電話：06-6208-8028

番号	1 (3)
項目	新総合事業の実施状況、問題点について明らかにすること。さらに要介護1・2の総合事業への移行を行わないよう国に要望すること。
(回答)	
<p>大阪市では、地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することで、要支援者等の状態に応じた効果的、効率的な支援等を行うことを目的に、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」を実施しています。</p> <p>総合事業は、全国一律の予防給付として実施していた介護予防訪問介護・介護予防通所介護を再構築し、多様なサービスの充実を図る「サービス・活動事業」と、住民主体の介護予防活動の取組みを支援し、重度化予防を推進する「一般介護予防事業」で構成されています。</p> <p>総合事業の実施状況につきましては、総合事業の取組みや目標量を定めている「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗管理を大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会にて報告しており、総合事業移行前後の実施状況につきましては、R4年3月に開催された大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会にて報告しております。</p> <p>介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理G） 電話：06-6208-8028

番号	1 (4)
項目	介護保険に関する国負担分の 25%は全額を自治体に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置するよう国に要望すること。
(回答)	
	<p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。</p> <p>本市としましても、保険料の増加が被保険者への過度な負担とならないよう持続可能な介護保険制度を構築するため、介護保険給付費負担金について国の負担割合を引き上げるとともに国庫負担金は全額定率給付とし、現在、調整交付率が 5%を超える保険者に対しては、給付率を定率とすると 1 号被保険者の保険料負担が上乗せとなることから、財政調整交付金を別枠で交付するよう国に対して要望を行っているところです。</p>
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理 G） 電話：06-6208-8028

番号	2 (1)
項目	利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを市民参画のもと確立すること。
(回答)	
担当	<p>本市では、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するため、3年を1期とする大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、その中で、地域包括ケアシステムの構築のため、地域支援事業の1つである包括的支援事業を実施するなど、保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者のための施策も含め、高齢者施策を総合的かつ効果的に推進しています。</p> <p>健康局 健康推進部 健康施策課（保健医療グループ）電話：06-6208-9940 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 地域包括ケアG 電話：06-6208-8060</p>

番号	2 (2)
項目	介護を受ける方の状況変化に円滑に対応できるよう、在宅介護基盤の質的・量的整備を図ること。また、ショートステイの利用など、在宅介護者のレスパイト（休養）保障施策を充実すること。
(回答)	
	<p>介護を必要とする高齢者が、利用者や家族の要望に沿った介護保険サービスを受けられるよう、訪問介護サービスなどの介護保険給付サービス量の見込みについては、要介護（要支援）認定者の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ、各介護保険サービスの目標量を設定しております。</p> <p>令和4年度に実施した高齢者実態調査の結果では、現在、介護保険制度を利用されていない方が、過去にどのような介護保険制度を利用されていたかは把握しており、介護保険制度をご利用されていない理由についてはさまざまであると認識しております。</p> <p>要介護・要支援認定を受けた方が介護サービスや介護予防サービスをご利用されるには、心身の状況、その置かれている環境などに応じて作成されたケアプランをケアマネジャーが作成し、ご本人がサービス提供事業者と契約を締結すれば作成されたケアプランに基づき利用することが可能となります。</p> <p>高齢者自身や要介護（要支援）高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、ICT技術も活用し、引き続き高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。</p>
担当	担当 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理G） 電話：06-6208-8028

番号	2. (3)										
項目	ケアプランの作成・変更にあたっては、利用を抑制することなく利用者の自己選択・自己決定を尊重すること。また、地域ケア会議の実施状況を明らかにすること。										
(回答)											
<p>介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けた方及び事業対象者の方は、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談し、ケアプランの作成を依頼することが可能となっています。</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準では「指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。」と定められています。本市では、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、ケアプランが利用者のニーズや課題を踏まえ、利用者の自立支援を志向したものとなっているかどうか、また、ケアプラン作成のプロセスを踏まえ、基本となる事項の確認ができるかどうか、気づきを促すよう作成支援するとともに、総括的な留意事項を踏まえた研修を実施する「ケアマネスキルアップ事業」を取り組んでいます。</p> <p>また、ケアマネジャーが利用者の望む生活を適切に聴き取り、中立公正な立場で運営基準を遵守したケアマネジメントを行っているか、居宅介護支援事業所へ個別に訪問して調査と助言を行っています。</p> <p>本市の地域包括支援センターで令和6年度中に実施した地域ケア会議の回数は、下表のとおりです。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>開催回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別ケース検討の地域ケア会議</td> <td>909回</td> </tr> <tr> <td>事例検証・ふり返りの地域ケア会議</td> <td>142回</td> </tr> <tr> <td>見えてきた課題のまとめの地域ケア会議</td> <td>246回</td> </tr> <tr> <td>自立支援型ケアマネジメント検討会議</td> <td>425回</td> </tr> </tbody> </table>		類型	開催回数	個別ケース検討の地域ケア会議	909回	事例検証・ふり返りの地域ケア会議	142回	見えてきた課題のまとめの地域ケア会議	246回	自立支援型ケアマネジメント検討会議	425回
類型	開催回数										
個別ケース検討の地域ケア会議	909回										
事例検証・ふり返りの地域ケア会議	142回										
見えてきた課題のまとめの地域ケア会議	246回										
自立支援型ケアマネジメント検討会議	425回										
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）電話：06-6208-8060										

番号	2. (4)
項目	複合的な相談内容に対する総合的相談窓口を設置し、「介護と生活支援」「育児と介護」「ヤングケアラー支援」など、迅速な解決型の相談対応を行うこと。
(回答)	
<p>現在、本市では、介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に基づく高齢者の総合相談を行うため、同法第百十五条の四十六に定める地域包括支援センターを、市内に 66 か所設置しております。地域包括支援センターでは高齢者が地域で安心して生活が続けられるように、専門の職員（主任介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士）が高齢者を支援しています。</p> <p>複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>ヤングケアラー支援として、各区役所の子育て支援担当に相談窓口を設置しているほか、ヤングケアラーの多様な悩みに対しての相談支援や、オンラインサロンやレスパイトイベントの企画、同行支援を行うなどの寄り添い型相談支援事業を行っています。</p> <p>そのほか、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みである「大阪市こどもサポートネット」を構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を各種施策により総合的に支援しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）電話：06-6208-8060 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973 こども青少年局 企画部 企画課（子どもの貧困対策推進グループ）電話：06-6208-8153

番号	3 (1)
項目	介護サービスは、人材の確保が大きなウエイトを占める。しかし介護人材の確保が厳しくなっている現状のなかで、介護人材の確保に向けた抜本的な対策を明らかにし、改善に向けた取り組みを進めること。
(回答)	
<p>介護人材の確保に向けた抜本的な取り組みについては、広域的に取り組む必要があることから、国や大阪府にて行うべきものと考えています。</p> <p>一方、本市としましても、介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、人材の確保に関する課題は非常に重要と考えており、おおさか介護サービス相談センターにおいて、大阪市内の介護サービス事業者の皆さんが、介護現場における利用者やその家族からの職員への度重なる暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、著しく不当な要求や迷惑行為、近年増加しているカスタマーハラスメントなどでお困りの際に、法律分野の専門相談員である弁護士に直接相談していただける窓口を設置し、介護職員が安心して働くことができるよう支援することで、介護人材の離職防止に努めています。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理 G） 電話：06-6208-8028

番号	3 (2)			
項目	全産業の平均を大きく下回る介護従事者の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、モデル賃金ラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとするよう、国に要望すること。			
(回答)				
<p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであります。介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、介護職員に対する処遇改善を行うため、介護職員等処遇改善加算につきましては、令和6年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。</p> <p>現在、多くの事業所が加算を取得されている一方で、処遇改善加算が未取得及び下位の加算にとどまっている事業所が一定数存在することから、大阪市としましては、令和6年度報酬改定により基本報酬引下げとなった訪問介護等のサービス事業者に対して、令和7年度に、処遇改善加算の取得等を促進するため、処遇改善加算取得促進事業を実施しているところです。</p> <p>さらに、国に対しては、現在の急激な物価高により介護事業者の経営は圧迫されていることから、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり、安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価を設定するよう今年の6月に要望を行ったところです。</p>				
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）	電話：06-6208-8028 電話：06-6241-6310		

番号	4. (1)
項目	医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。
(回答)	
	<p>地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターが中核となり、関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であることから、各地域包括支援センターに地域包括ケアシステムを推進するための職員を配置するなど体制の強化に取り組んでおります。</p> <p>今後も地域包括支援センターの役割を適切に担えるよう、関係機関との連携体制の構築に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (地域包括ケアグループ) 電話:06-6208-8060

番号	4 (2)
項目	在宅介護を進めるには、医療との連携は必須であり、訪問診療・ <u>訪問看護の充実</u> など 在宅医療制度の整備を促進すること。
(下線部について回答)	
<p>介護保険制度では、要介護（支援）認定を受けている方は、看護師等による療養上の世話や診療の補助が必要な場合は、（介護予防）訪問看護を利用することができます。</p> <p>訪問看護も含め、介護保険給付サービスについては、要介護（要支援）認定者の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において目標量を設定しております。</p>	

担当 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理 G） 電話：06-6208-8028

番号	4 (2)
項目	在宅介護を進めるためには医療との連携は必須であり、訪問医療・訪問看護の充実など <u>在宅医療制度の整備</u> を促進すること。
(回答) 介護保険法に基づく地域支援事業の1つとして、切れ目のない在宅医療と介護を提供するための関係者向けの支援である「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しております。 取組内容や目標については「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において目標値を設定し実施しております。	
(下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課（保健医療グループ）電話：06-6208-9940

番号	4. (3)
項目	高額療養費制度の見直しについては、70歳以上の外来特例の見直しを含めて凍結し、がんなど長期療養患者のための多数回該当の負担水準を維持し、高額薬剤対策など運用改善に努め、必要な治療を受けられる制度を維持するよう、国に要望すること。
(回答)	
	高額療養費制度の見直しについては、現在、国において議論されておりますが、明確な方針等は未だ示されていないため、国民健康保険の保険者として、引き続き議論の状況を把握するよう努めているところです。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	5. (1)
項目	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が 2024 年 1 月 1 日に施行された。これを受けて自治体での条例制定に取り組むこと。また、基本法は、自治体に地域ごとの基本計画の策定を努力義務としているので、策定に向けて取り組むこと。
(回答)	
	本市では、平成 30 年 2 月 13 日に「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」を開催し、市長が認知症の人やそのご家族と意見交換を行うとともに、会議終了後には、市長により、あらゆる世代や立場の人が協力して認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むこととする「認知症の人をささえるまち大阪宣言」が行われ、認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざして、認知症施策を総合的に推進しているところです。
	現在のところ、本市として認知症に関する条例を制定する予定はありませんが、認知症に係る基本計画については、国の認知症施策推進基本計画を基本としつつ、認知症の人及びその家族等の意見を聴きながら、令和 9 年度から令和 11 年度を計画期間とする第 10 期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的なものとして、令和 8 年度中に策定する予定としています。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8051

番号	5 (2)			
項目	自治体での基本計画の策定にあたっては、認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画を一体的に作り上げること。			
(回答)				
<p>大阪市では、高齢者に係る施策を包含した総合的な計画として、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を、3年を一期として策定しており、現在の第9期計画は令和8年度までを計画期間としていることから、最終年度となる令和8年度が、次期計画の策定期限となっています。</p> <p>次期第10期計画は、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、市町村においては実情に即した市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことに伴い、令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、これまで策定してきた「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と調和のとれた「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」として策定いたします。</p>				
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課	電話：06-6208-8026 電話：06-6208-8028 電話：06-6208-8051		

番号	5. (3)
項目	認知症による一人歩き（徘徊）などに伴う地域（企業、民間団体などを含む）の総合的な支援体制を確立すること。また、府域の自治体で制度化が進んでいる「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」と同様の制度の創設に向けて取り組むこと。
(回答)	
	<p>本市では、誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、平成27年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しています。各区の社会福祉協議会内に福祉専門職のワーカー（CSW：コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置した「見守り相談室」を設置。行政と地域が保有する要援護者情報を活用し、「地域の見守り活動の支援」「孤立世帯等への専門的対応」「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の取組を進めています。</p> <p>「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の取組については、事前登録のある認知症高齢者等が行方不明になった時に、郵便局、銀行、コンビニ、交通機関、民生・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業などの協力者にメール配信を行い、早期発見・事故防止につなげています。</p> <p>また、保護された認知症の人が速やかに身元判明に至るよう、連絡先等を記載した衣服などに貼付するシール等を配付するなど、身元不明対策の強化にも取り組んでいます。</p> <p>さらに、行方不明となるおそれのある認知症高齢者等の人を介護する家族等に対し、行方不明時の位置情報確認及び保護を容易にすることにより、介護する家族等の負担を軽減するとともに、認知症の人の福祉の増進を図るために、位置情報探索機器を貸与する「認知症高齢者位置情報探索事業」を実施しています。同事業における位置情報提供サービスに探索対象者を被保険者とした個人賠償責任保険と交通事故時の傷害保険が無償オプションとして附帯されています。</p>

番号	6. (1)
項目	<u>利用者の人権、プライバシーが保証される施設の拡充を図ること。</u> また、地域の交流の場として、地域の誰もが自由に利用できるよう施設運営を支援すること。
(下線部について回答)	
	特別養護老人ホームを整備する場合については、基本的にはユニット型での施設整備を推奨しているほか、従来型多床室を整備する場合においても、プライバシーに配慮した形での整備を義務付けております。
	既存施設においても、大阪府地域医療介護総合確保基金事業を活用し、多床室のプライバシーを確保するよう改修事業を行っております。
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	6. (2)
項目	特別養護老人ホームの整備・拡充を図り、個室・ユニット型居住を行うこと。また「 <u>特養入所は原則要介護3以上</u> 」の入所基準について、 <u>生活状況などを総合的に勘案した運用を行うとともに</u> 、「施設入所者の食費・部屋代（補足給付）の要件」を改善すること。
(下線部について回答)	
<p>特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、今後も個室・ユニット型での整備を推奨していきます。</p> <p>また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても国の交付金等を活用して支援します。</p> <p>特別養護老人ホームの入所の選考にあたっては、各施設において施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成された、合議制の委員会を設置しております。</p> <p>入所者の選考については、上記の委員会により、大阪市の入所選考指針に基づいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度 ・世帯の状況 ・在宅サービスの利用率 ・地域性による評価 <p>により評価点を設定した「基本的評価基準」による評価と、</p> <p>基本的評価基準項目以外で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性 ・性別 ・ベッドの特性 ・施設の専門性 ・遠隔地の利用者を親族の居住地附近の施設に入所させる場合の配慮 ・家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮 ・その他特別に配慮しなければならない個別の事情 <p>などの施設が独自に設定する「個別的評価事項」により、総合的に勘案して行われています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	6 (2)
項目	特別養護老人ホームの整備・拡充を図り、個室・ユニット型居住を行うこと。また「特別養入所は原則要介護3以上」の入所基準について、生活状況などを総合的に勘案した運用を行うとともに、 <u>「施設入所者の食費・部屋代（補足給付）の要件」を改善すること。</u>
(下線部について回答)	
施設入所者の食費・居住費の負担については、低所得者の負担軽減を図る観点から、所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額（※平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額）と負担限度額との差額は特定入所者介護サービス費として保険者が負担しています。	
資産要件については、国の制度改正により在宅で生活する方との公平性を図るため平成27年8月から導入され、令和3年8月からは利用者負担段階に応じた預貯金額等を単身世帯は500万円以下～1,000万円以下、夫婦2人世帯で1,500万円以下～2,000万円以下に変更されております。	
なお、令和7年8月より、令和6年度の年金額改定を踏まえ、第2段階及び第3段階①の段階判定にかかる基準額を80万円から80万9千円に改定されました。	
補足給付に関する給付の在り方については、引き続き国の方針を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	6. (3)
項目	地域在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護サービスや小規模多機能型居宅介護施設や看護小規模多機能型居宅介護施設等の拡充を図ること。また、サービス付き高齢者向け住宅について、建設時の点検のみならず運営開始後も利用者のサービス充実の視点に立った、継続的な行政点検を行うこと。
(下線部について回答)	
本市では、高齢者が重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近なところでサービスを提供する「地域密着型サービス」の事業者の参入促進に取り組んでおります。	
介護職員と看護師などが日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問と随時対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通いを中心に、訪問や泊まりの介護サービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護については、今後も事業者の参入促進に取り組んでいきます。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話 : 06-6241-6530

番号	6 (3)
項目	地域在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護サービスや小規模多機能型居住介護施設や看護小規模多機能居宅介護施設等の拡充を図ること。また、 <u>サービス付き高齢者向け住宅について、建設時の点検のみならず運営開始後も利用者のサービス充実の視点に立った、継続的な行政点検を行うこと。</u>
(下線部について回答)	
	<p>サービス付き高齢者向け住宅に対する指導については、都市整備局と福祉局の共管で行っています。具体的には、住宅の建築・設備等のハード面に関する指導は都市整備局、高齢者を支援する介護サービス等のソフト面に関する指導は福祉局が行っており、運営開始後に、適宜、立入検査を実施しております。</p> <p>立入検査において、高齢者の居住の安定確保の法律に基づいた生活相談サービス等についての指導や助言を行い、また、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法及び大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づいた運営を指導することにより、利用者の福祉の増進に寄与した継続的な指導・助言を行っております。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	7. (1)
項目	<u>自然災害への対応について、高齢者・障がい者、子ども、女性、外国人住民の視点で地域防災計画を見直すこと。</u> また、コロナ感染症が第5類に分類されて以降も感染は継続していることを踏まえて、感染症への対応策の実施など、 <u>避難所の環境整備に努めること。</u>
(回答) <u>下線部について回答</u>	
本市の地域防災計画の修正にあたっては、市民の皆様からご意見をいただくためにパブリック・コメントを実施するほか、多様な意見を頂くことを目的に防災関係機関のほか女性や高齢者等の団体代表を委員構成とした「大阪市防災会議」で審議しています。	
災害時避難所においては、自主防災組織向けに策定した「避難所開設・運営ガイドライン」において、衛生的な避難所環境を整備するため衛生管理を徹底し、感染症患者及び疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることを定め、周知を図っています。	
また、避難者用として感染症のまん延予防に必要なマスク、使い捨て手袋、消毒液を「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に定めて、必要数を備蓄しております。	
担当	危機管理室危機管理課（防災計画グループ） 電話：06-6208-7384 危機管理室危機管理課（減災対策グループ） 電話：06-6208-7380

番号	7 (1)
項目	自然災害への対応について、高齢者・障がい者、子ども、女性、外国人住民の視点で地域防災計画を見直すこと。また、 <u>コロナ感染症が第5類に分類されて以降も感染は継続していることを踏まえて、感染症への対応策の実施など、避難所の環境整備に努めること。</u>
(回答)	
<p>新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和4年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。</p> <p>検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。</p> <p>また、避難所内におけるウイルスや細菌等にかかる感染症のまん延防止及び重症化の防止を図るために、手洗い・うがい・咳エチケットなどの予防行動について、注意喚起の貼り紙をするなど、広く周知いたします。</p>	
(下線部について回答)	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	7. (2)
項目	保険者機能強化推進（インセンティブ）交付金などを活用し、健康体操のさらなる普及や通いの場の拡充など健康対策を強めることで、健康寿命を延伸し、保険料の「減額」に努力すること。
(回答)	
本市では、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて通いの場が拡大していくような地域づくりを進めることにより、介護予防の推進に取り組んでいるところです。	
具体的には、高齢者が徒歩で通える身近な場所で、「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場に参加できるよう、「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVD等の物品の貸出や、リハビリテーション専門職等を派遣して体操・運動等の技術的な支援を行うなど、通いの場の立ち上げや継続のための支援を行っています。	
さらに、平成30年度からは口腔機能向上の取組みとして「かみかみ百歳体操」への支援も行っており、その結果、令和7年3月末現在、「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場は757か所です。また、通いの場への参加者数においても、令和8年度末までに17,000人の高齢者に参加していただくことを目標に取り組んでいます。引き続きより身近な場所で開催できるように通いの場の充実に取り組みます。	
なお、保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢化が進展する中で地域包括ケアシステムを推進するとともに、市町村が高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組みを推進し、保険者機能を強化するために創設されたものであり、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合とは別に、介護保険特別会計の第1号介護保険料へ充当して活用するよう示されており、本市では、地域支援事業費に充当しているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）電話：06-6208-9957 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	7. (3)
項目	障がい者・要介護5の郵便による不在者投票、指定された病院・老人ホーム等での不在者投票を周知すること。さらに要介護3・4への郵便投票拡大など公職選挙法改正を国に要望すること。また、移動手段を制限された高齢者など投票困難者への投票環境の整備に取り組むこと。
(回答)	
	<p>本市では、郵便等による不在者投票、入院中の病院や老人ホーム等での不在者投票について、その内容等をホームページに掲載し、市民の方に周知しているところです。</p> <p>要介護3・4の認定を受けている方への拡大など郵便等による不在者投票の運用改善については、郵便等による不在者投票ができる選挙人の範囲が公職選挙法等において定められていることから、適用対象の拡大を図る公職選挙法等の改正を、本市も構成員になっている指定都市選挙管理委員会連合会として国会議員等に要望しているところです。</p> <p>また、投票困難者への投票環境の整備として、他都市で実施例のある移動式投票所の設置や巡回バス等での投票所への送迎については、本市は市域が狭く、面積が極端に大きい投票区や山間部をはじめとした交通至難の場所がないこと、また、大都市であり選挙権を有する方が多く、公平性、公正性を確保しつつ対象者を選定することが難しいことなど課題があることから、当面は郵便等による不在者投票、入院中の病院や老人ホーム等での不在者投票の周知に努めるとともに、上記のような課題のある本市でも可能な取組がないか、引き続き他自治体の情報収集を行ってまいります。</p> <p>今後とも引き続き、投票環境の改善に努めてまいります。</p>
担当	行政委員会事務局 選挙部 選挙課 電話：06-6208-8511